

港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則の概要について

1 改正の理由

(1) 真鶴港を原則県直営としたことに伴う事務の委任、様式の追加等

港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第93号）の改正（令和5年3月20日公布・施行）により、真鶴港の施設の管理に関する業務については、原則として知事が行うこととなった。

しかし、当該業務については、真鶴港の維持管理を所管する土木事務所長（以下「所長」という。）への事務の委任がされておらず、申請書の様式が整備されていないことから、所要の改正を行う。

(2) 証紙による収入廃止に伴う様式の改正

港湾の施設の利用料等について、収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）が改正され（令和4年3月25日公布・令和5年4月1日施行）、証紙による収入の方法による徴収を行わなくなったことから、証紙の貼付を前提とした申請書の様式について、所要の改正を行う。

2 改正の概要

(1) 真鶴港を原則県直営としたことに伴う事務の委任、様式の追加等

ア 港湾の施設の利用承認（第1条の2第1項第2号）、利用承認に係る地位承継の届出（同条第4号）及び利用承認に係る権利譲渡の承認（同条第5号）に係る事務を所長に委任する。

イ 真鶴港の施設の利用承認に係る申請書について、第3条を改正して使用する様式を規定する。

ウ 藤沢土木事務所長あての様式である岸壁利用承認申請書（第2号様式）のあて名等を改正する。

エ 新たに荷さばき地利用承認申請書（第4号様式の2）の様式を定める。

(2) 証紙による収入廃止に伴う様式の改正

次の様式から、証紙の貼り付け欄を削除する。

ア 岸壁利用承認申請書（第2号様式）

イ 係留施設利用承認申請書（第3号様式）

ウ 臨時係留施設利用承認申請書（第4号様式）

3 施行期日

公布の日

4 経過措置

改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる旨の経過措置を設ける。